

令和4年1月7日
中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社信榮企画
業者の住所 : 三重県津市久居元町2281-1
- 指名停止措置期間 : 令和4年1月7日から令和4年2月6日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
(株)信榮企画の元代表取締役が、無免許運転でガードレールに衝突する交通事故を起こしたまま逃走したとして、令和3年10月28日に逮捕され、津地方検察庁から道路交通法違反(無免許運転、危険防止措置義務、報告義務)の罪で起訴された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)信榮企画の元代表取締役が公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第16号(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、1ヵ月とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	山下 重徳	
	建設専門官	田川 慎二	電話番号 (052) 953-8138